

(二千三年十一月六日にワシントンで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約に関する) 討議の記録

日本国政府及びアメリカ合衆国政府の代表は、二千三年十一月六日にワシントンで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約第十条3(c)(iv)の適用に関する意図を確認することを希望する。負債の五十パーセントを超える部分が金融市場における債券の発行又は有利子預金から成る企業については、同条3(c)(iv)に規定する資産に関する条件は、財務内容の公開又は負債の発行に係るその他の規制上の目的のために作成された当該企業の連結財務諸表においてそれらの条件が満たされている場合には満たされたものとされること、すなわち、それらの条件が満たされるか否かは、当該企業の資産とかかる目的のために当該企業に連結されるその子会社の資産とを連結して判断することが了解される。ただし、前記は、当該企業の負債とかかる目的のために当該企業に連結されるその子会社の負債とを連結したものの五十パーセント以上が金融市場における債券の発行又は有利子預金以外から成る場合には適用しない。

二千四年五月十九日に東京で、日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国外務省北米第二課長

山上 信吾

日本国財務省国際租税課長

浅川 雅嗣

在日米国大使館経済担当公使

ジェームス・ズムワルト

米国財務省国際租税局

バーバラ・M・アンガス